

わたしは

# ダメサレナイ!!

第55話



## 儲け話でだます新たな手口 オンラインサロンを利用したトラブルが急増

このコーナーで紹介するマンガは、実際に起きた事件を基に、「だましのシーン」を再現したものです。「私だけは大丈夫」なんて甘く考えていませんか？ 実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。

監修/NACS (公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会) 消費者相談室/大井菜子 マンガ/まきのこうじ



人気急上昇のオンラインサロン

1 儲け話でだますトラブルに注意

オンラインサロン(以下、サロン)とは、インターネット上で運営される会員制コミュニティのことで、サロンの主宰者と会員だけが参加できる非公開の場です。投資系や趣味系、ファンクラブ系などさまざまなタイプがあり、参加するには、一般的には入会金や月会費の支払いが必要です。主宰者がコンテンツや講座、イベントなどを会員に提供したり、会員同士や主宰者との情報交換・交流などが、主な活動となります。

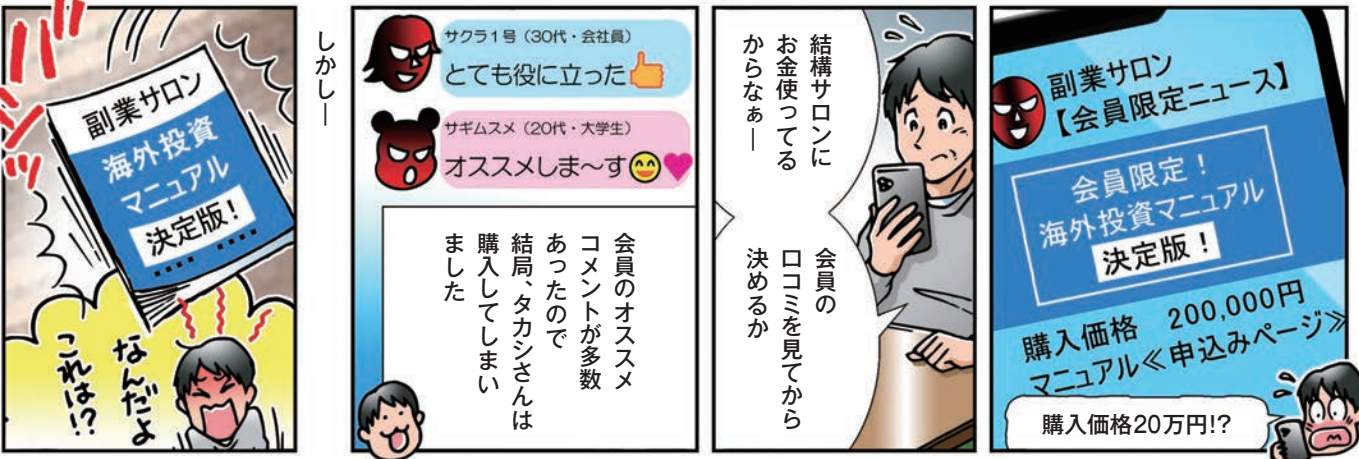
近年、著名人が主宰するサロンがマスコミに取り上げられることも増え、コロナ禍における貴重な人脈づくりや学びの場として人気が高まり、サロン数や会員数が大きく増加する一方で、悪質なサロンによる消費者トラブルも急増しています。トラブルの多くは、儲け話を餌にして勧誘し、高額な入会金や月会費を支払わせたり、高額な情報商材(副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウなど)と称してインターネットで販売されている情報)を購入させるといったものです。

POINTY SAGI SALON 2 SNS広告などでサロンに勧誘 会員にサクラがあることも!

悪質なサロンの主な手口としては、まずSNS広告やダイレクトメッセージで「絶対儲かるノウハウを教える」と言ってサロンに勧誘します。しかしこのサロンではありふれた情報しか得られないにもかかわらず、入会金や月会費だけでなく、無料でも知り得ることしか書かれていない情報商材をマニュアルなどとして高額で購入させ、消費者からお金をだまし取るのです。

【事例】 SNSで「必ず儲かる稼ぎ方を教えます」という広





告を見て連絡をとると、ビジネススキルの情報商材を提供するサロンだった。入会金20万円を支払って入会したが、役に立たない情報だったのでクーリング・オフを要求。しかしサロンから「クーリング・オフはできない」と連絡がきた後、アカウントをブロックされてサロンに入れなくなった。契約書を受け取っていないため、主宰者や事業者の住所や電話番号がわからず、連絡がとれない。

また、サロンに人を紹介して入会させれば報酬をあげると言われて友だちを紹介してしまい、被害が拡大したり、人間関係のトラブルに発展してしまったケースもあります。

【事例】

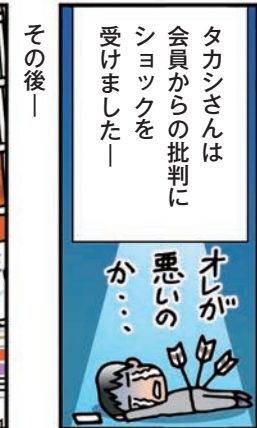
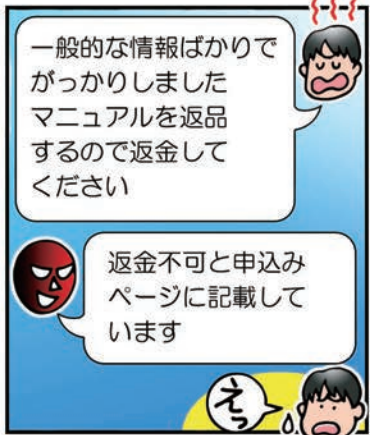
SNSで知り合った友人から「副業のノウハウが学べる」というサロンを紹介された。内容は、オンラインショップなどで販売されている商品をWEBサイトに掲載すると、そこから発生した売上げの一部が還元される仕組み（アフィリエイト）で収入を得るといったもの。会員になるとさまざまなセミナーの割引特典があると説明を受け、月会費3万円が入会。しかし、入ってみるとサロンの実態は、ブログで「このサロンの会員が〇万円稼いだ」などと偽りの情報を発信させたり、サロンに誰かを入会させれば報酬が得られるなど説明された内容と違った。そのため、サロンに退会と返金要求の連絡をすると、「サロンの規約で返金不可、半年間は退会不可」と拒否された。

中には、会員に悪質主宰者の仲間が交じり、サロン内でのコメントや口コミ、メッセージなどで消費者をだます巧妙な手口も報告されています。

**POINT!**  
3 **サロンのトラブルならではの**  
**問題点と対策とは**

このトラブルの特徴は、舞台となるサロンが会員以





**関連情報**

- 国民生活センター  
「新たな“もうけ話トラブル”に注意ーオンラインサロンで稼ぐ!?ー」  
[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20210701\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20210701_1.pdf)

**万一の相談先**

- 消費者ホットライン ☎188 (「いやや!」と覚える)

※最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。相談受付時間は相談受付先によって異なります。

外アクセスできない、非公開の場であることです。入会前にサロン内の活動を確認できず、主宰者やサロンの担当者からの説明だけで入会を決めてしまうケースも多く、入会後に主宰者やほかの会員と親しくなって警戒心が薄れてしまい、被害に遭ってからでさえも、気を遣って退会がしづらいケースも見られます。

また、契約書など書面が交付されないことも多いため、契約内容や主宰者(事業者)に関する情報がわからず、返金や退会を申し出ても「返金は不可」、「退会は申し出てから3カ月かかる」などと言われたり、アカウントをブロックされて連絡が取れなくなったケースも少なくありません。さらに、オンラインサロンの入会契約は通信販売に当てはまるケースが多く、その場合クーリング・オフは原則適用されないため、問題解決が難しい消費者トラブルの一つといえます。

対策として、まず「絶対に儲かる」はあり得ない」と考えて、広告はもちろん、近しい人からの誘いであってもものみにせず、少しでも怪しいと感じたら連絡しないことです。また入会するのであれば、契約する前に費用の詳細や解約条件、運営事業者の情報(住所や電話番号)などを必ず確認しましょう。事業者とのやり取りは、スクリーンショットを撮るなどして保存しておく、トラブルになった場合に返金を求めるための証拠となります。

万一同ラブルに遭ってしまったら、不安に思うことがあれば、1人で悩まずに消費者ホットライン188へ早めに相談してください。